

(資料3-9)

「水道施設の技術的基準を定める省令」の一部改正について

1 内容

(1) 水道施設の分類

水道施設を下記のとおり2つに区分し、それぞれに応じて備えるべき耐震性能を明確化することとする。

- a. 取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い配水施設、並びに破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い配水施設以外の配水施設のうち、配水本管（配水管のうち、給水管の分岐のないもの。）、配水本管に接続するポンプ場及び配水本管に接続する配水池等（配水池及び配水のために容量を調節する設備。）（ただし、配水本管がない場合にあつては最大の容量を持つ配水池等を含む。）。

- b. aに掲げた施設以外の水道施設

(2) 水道施設の備えるべき耐震性能基準

水道施設は、施設の重要度に応じて次に掲げる要件を備えるものであるとともに、地震により生ずる液状化、側方流動性等によって生ずる影響に配慮されたものであることとする。

- ① (1) aに掲げる水道施設は、レベル1地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、当該施設の供用期間中に発生する可能性の高いもの。）に対して、当該施設の健全な機能を損なわないこと。また、レベル2地震動（当該施設の設置地点において発生するものと想定される地震動のうち、最大規模の強さを有するもの。）に対して、生ずる損傷が軽微であつて、機能に重大な影響を及ぼさないこと。
- ② (1) bに掲げる水道施設は、レベル1地震動に対して、生ずる損傷が軽微であつて、機能に重大な影響を及ぼさないこと。

2 経過措置

省令の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われている水道施設であつて、この省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令に規定する基準に適合しないものについては、当該施設の大規模の改造のときまでは、この規定を適用しない。

各都道府県・政令市・特別区水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

水道施設の耐震化の計画的実施について

日頃から水道行政の推進につきましては種々ご配慮賜り感謝申し上げます。

さて、今般、水道施設の技術的基準を定める省令の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第60号。以下「改正省令」という。）が平成20年3月28日に公布され、水道施設が備えるべき耐震性能が明確化されたこと等を踏まえ、現に設置されている水道施設等についても適切な耐震性能を備えるよう計画的に整備することが望ましいことから、下記事項について貴管下の水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道設置者に対する周知指導及び取り組み方、よろしくご配慮願います。なお、厚生労働大臣認可水道事業者及び厚生労働大臣認可水道用水供給事業者宛てに別途同様の通知を送付していることを申し添えます。

記

1. 現に設置されている水道施設の耐震化

- (1) 改正省令の施行の際に現に設置され、又は設置の工事が行われている水道施設（以下「既存施設」という。）であって、改正省令による改正後の水道施設の技術的基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第1条第7号イ及びロに規定する基準に適合しないものについては、当該施設の大規模の改造のときまではこの規定を適用しないとされているが、既存施設についても、地震が発生した場合に被害の発生を抑制し、影響を小さくすることが重要であることから、できるだけ速やかにこれらの規定に適合させることが望ましい。他方、既存施設の耐震化は、水道水の供給に支障を与えない対策を講じて実施する必要があるが、工期が長期間に及ぶものも多い。このため、水道事業者等においては、速やかに既存施設の耐震診断等を行い、その耐震性能を把握し、早期に耐震化計画を策定した上で、計画的に耐震化を進めるよう努められたい。

- (2) 既存施設の耐震化にあたっては、以下に示す事項を踏まえつつ、重要度、緊急度の高い対策から順次計画的に実施されたい。
- ア 破損した場合に重大な二次被害を生ずるおそれが高い水道施設や破損した場合に影響範囲が大きく応急給水で対応できないような水道施設については、優先的に耐震化を図る。
- イ 耐震性能が特に低い石綿セメント管については、順次耐用年数に達しつつあること、経年劣化に伴い漏水事故の発生も多数みられることなどから、基幹管路（導水管、送水管及び配水本管をいう。以下同じ。）として布設されているものを中心にできるだけ早期に適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進めるとともに、今後遅くとも概ね10年以内に転換を完了するよう努める。さらに、基幹管路として布設されている铸铁管及び塩化ビニル管（TS継手）についても、老朽化の進行度を踏まえつつ、遅滞なく適切な耐震性能を有する管種、継手への転換を進める。
- ウ 災害時に重要な拠点となる病院、診療所、介護や援助が必要な災害時要援護者の避難拠点など、人命の安全確保を図るために給水優先度が特に高いものとして地域防災計画等へ位置付けられている施設へ配水する管路については、優先的に耐震化を進める。その際、災害時においても給水を確保するため、基幹管路に該当しない管路についても、より高い耐震性能を有する管種、継手を採用することが望ましい。
- (3) 各水道においてそれぞれ最も優先して耐震化を図るべき水道施設については、平成25年度を目途に耐震化を完了できるよう、耐震化計画の中で事業の実施計画を明らかにし、確実な実施に努められたい。
- (4) 水道事業者等がそれぞれの水道の状況に応じて計画的に耐震化施策を推進する上で活用できるよう、「水道の耐震化計画等策定指針」（厚生労働省健康局水道課ホームページに掲載：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/index.html>）を取りまとめているので、参考にされたい。同指針は、従前の「水道の耐震化計画策定指針（案）」の公表から10年以上が経過し、その間の地震等災害での水道施設の被害を踏まえ、内容の充実を図ったものである。
- (5) 既設管路の耐震性能の評価や布設する管路の管種、継手の選定に当たっては、「管路の耐震化に関する検討会報告書」（厚生労働省健康局水道課ホームページに掲載：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/suidouhou/index.html>）において、代表的な管種、継手について、過去の地震における被害データ等をもとに耐震性能への適合性の整理を行っているので、参考とされるとともに、各水道事業者等において地質分布・断層の有無を的確に把握するなど地盤条件について十分検討した上で判断されたい。

2. 水道の利用者に対する情報の提供

水道施設の耐震化のために必要な投資を行っていく上で、水道の利用者の理解を得る

ことが不可欠であることから、水道事業者等は水道の利用者に対し、水道施設の耐震性能や耐震化に関する取り組みの状況、断水発生時の応急給水体制などについて定期的に情報を提供するよう努められたい。

(資料3-11)

水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドラインの概要

1. 背景・目的

新型インフルエンザの発生の危険性に対して迅速かつ確実な対策を講ずるため、平成17年12月、関係省庁対策会議により、「新型インフルエンザ対策行動計画」が策定された。また、平成19年3月には、新型インフルエンザ専門家会議により「新型インフルエンザガイドライン（フェーズ4以降）」が策定され、その中で「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」を始めとする13のガイドラインが示された。

「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」では、社会機能維持に関わる事業における業務継続の検討を求めている。また、新型インフルエンザの1つの波の流行期間と考えられる約2箇月間機能停止するようなことがあれば、国民生活が破たんするおそれがあるものを社会機能維持者の対象とすることとされており、水道事業者も社会機能維持者として明記されている。

このような状況を踏まえ、今般、新型インフルエンザ流行時においても安全確保を前提として水道水を安定的に供給していくため、水道事業者等がとるべき対応等について、「水道事業者等における新型インフルエンザ対策ガイドライン」をとりまとめた。

2. ガイドラインにおける発生段階の分類

(1) 「新型インフルエンザ対策行動計画」における発生段階の分類

「新型インフルエンザ対策行動計画」では、新型インフルエンザの発生状況等に応じて、WHOの定義に準じて6つのフェーズに分類し、さらにフェーズごとに国内で新型インフルエンザが発生していない場合及び発生した場合に細分化して、フェーズごとに求められる対応等が定められている。同計画におけるフェーズと発生状況等の概要は、以下のとおり。

フェーズ	新型インフルエンザの発生状況等の概要
フェーズ1	ヒトに感染する恐れのあるウイルスが存在。ヒトへの感染リスクは小さい。
フェーズ2	ヒトへの発症に対してかなりのリスクを提起する。
フェーズ3	ヒト感染が見られるが、ヒト-ヒト感染による拡大は見られない。

フェーズ4	限定されたヒト-ヒト感染の小さな集団（クラスター）が見られるが、拡散は非常に限定されている。
フェーズ5	より大きなクラスターが見られるがヒト-ヒト感染は依然限定的。
フェーズ6	一般のヒト社会の中で感染が増加、持続している。
後パンデミック期 （リカバリ期）	パンデミックが発生する前の状態へ急速に回復している。

(2) 本ガイドラインにおける発生段階の分類

本ガイドラインでは、「新型インフルエンザ対策行動計画」における発生段階の分類を踏まえつつ、以下のとおり発生段階別に分類してそれぞれの対応等を定めた。

①新型インフルエンザ発生前期（おおむねフェーズ1～3の段階に対応）

海外に限らず、国内でも野鳥、家きんなどへの高病原性鳥インフルエンザの発生が認められ、まれにヒトへの感染事例も認められるが、ヒトからヒトへの感染は明らかでなく、ウイルスの構造上も新型インフルエンザとは認められない時期

②新型インフルエンザ海外発生期（おおむねフェーズ4A（国内非発生）段階に対応）

海外でヒトからヒトへの感染が認められ、新型インフルエンザが発生したことが確認される時期

③新型インフルエンザ国内発生期（おおむねフェーズ4B（国内発生）段階に対応）

近傍地域等において、限定されたヒト-ヒト感染の小さな集団（クラスター）が見られるが、拡散は非常に限定されている時期

④近傍地域等における新型インフルエンザ流行期以降（おおむねフェーズ5B（国内発生）段階以降で以下のような時期に対応）

- 近傍地域等において複数のクラスターが見られ、更に感染拡大が予想される時期
- 近傍地域等において急速に感染が拡大し、流行している時期
- 後パンデミック期（リカバリ期）

3. ガイドラインで求める対応の概要

ガイドラインでは、新型インフルエンザに対する発生段階別に、以下に示すような対応を求めている。

発生段階	対応概要
①新型インフルエンザ発生前期	(1) 対策本部及び情報連絡体制の整備 (2) 浄水場等の運転管理業務要員リストの作成 (3) 優先業務の検討 (4) 委託業者等との体制整備 (5) 水道用薬品の供給体制
②新型インフルエンザ海外発生期	(1) 情報収集 (2) 情報連絡体制の構築等 (3) 職員への感染予防措置 (4) 要員の確認等 (5) 必要な物資の確保 ア 浄水施設における物資の確保 イ マスク等の備蓄
③新型インフルエンザ国内発生期	(1) 対策本部の設置 (2) 利用者への情報提供 (3) 職員への感染予防強化 (4) 近傍地域等における流行に備えた対策 ア 要員確保の準備 イ 水の安全性確認 ウ 委託業者等との連携 エ 物資の調達
④近傍地域等における新型インフルエンザ流行期以降	③で示した対応に加え、以下の対応を講ずる。 (1) ライフライン機能維持のための要員確保 (2) 利用者への情報提供 (3) 水質の安全性確保 (4) 職員が罹患した場合の対応 ア 情報連絡体制の確立

	<p>イ 含む関係</p> <p>(5) その他の措置</p> <p>ア 不要不急の外出等の禁止</p> <p>イ 窓口業務等の縮小</p>
--	--

(資料 3-12)

健水発第 0321001 号

平成 20 年 3 月 21 日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局水道課長

給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について

民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成 8 年法律第 107 号）により改正された水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「水道法」という。）により、給水装置工事主任技術者の国家資格を創設するとともに、統一化、明確化された指定要件の下、給水装置工事事業者を指定する制度を法定する、給水装置工事に関する規制緩和が行われたところである。

改正後の水道法の施行から 10 年を経過したことから、有識者による検討会及び厚生科学審議会生活環境水道部会において、施行の状況について検討、審議を行い、現行制度が水道の適正を確保する上で重要な役割を果たしていると評価された一方、改善を要する課題が示され、その解決の方向が取りまとめられた。

貴職におかれては、貴管下の水道事業者に対して、下記に示した課題と解決の方向を踏まえて所要の措置を講じ、給水装置工事事業者の指定制度をより適正に運用いただくよう周知・指導方よろしく願います。なお、厚生労働大臣認可水道事業者に対しては別途通知していることを申し添える。

記

1. 指定給水装置工事事業者に対する講習・研修の実施

給水装置工事の施行に当たっての手続きや工事上の条件、事業に変更等があった場合の水道事業者への届出など、指定給水装置工事事業者の遵守事項に的確な対応がなされていない事例等がみられることから、指定給水装置工事事業者による適正な給水装置工事の施行の確保に資するため、水道事業者においては、必要に応じて水道事業者間の連携を図りつつ、指定を行った指定給水装置工事事業者の代表者（ここでは、自社内の周知や教育を適切に実施できる者をいう。）に対して必要な情報の提供等を行う講習・研修を定期的実施するよう努め、その実施に合わせ、水道法第 25 条の 7 に基づく指定給水装置工事事業者

からの届出に遺漏がないか等の確認にも努められたいこと。こうした講習・研修に含まれるべき内容としては、次の事項が挙げられる。

- (1)水道法令における給水装置に関連する規定の再確認
- (2)給水装置に関連する行政や法令の動向に関する情報
- (3)給水装置に関する事故事例と防止のための留意事項
- (4)需要者への給水装置の維持管理等に関する普及啓発の実施に関する事項
- (5)水道事業者から需要者に提供する指定給水装置工事事業者の情報に関する事項
- (6)水道事業者が定める配水管の分岐から水道メーターまでの工事上の条件の改定情報

なお、社団法人日本水道協会において、水道事業者における円滑な講習・研修の実施に寄与するため、講習・研修用のテキストの作成等が行われているので、必要に応じ活用されたい。

2. 給水装置工事主任技術者等に対する研修の実施

給水装置工事主任技術者をはじめ給水装置工事に従事する者の技術力の低下を懸念する指摘がみられることから、給水装置工事主任技術者等の給水装置の施行技術の向上を図るため、指定給水装置工事事業者において、水道法第 25 条の 8 及び同法施行規則第 36 条第 4 号の規定に従い、給水装置工事主任技術者等が進展した施行技術等の習得を行える研修の機会が適時確保されることが必要である。水道事業者においては、指定給水装置工事事業者が外部機関の研修会への参加等による給水装置工事主任技術者等の研修の機会を適切に確保するよう、助言、指導に努められたいこと。こうした研修に含まれるべき内容としては、次の事項が挙げられる。

- (1)給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報
- (2)給水装置の事故事例と対策技術
- (3)給水装置の故障・異常の原因と修繕工事法
- (4)給水装置工事主任技術者の職務と役割

なお、財団法人給水工事技術振興財団において、給水装置工事主任技術者等に技術情報の提供等のため研修が行われるので、申し添える。

3. 需要者のニーズに応じた指定給水装置工事事業者に関する情報の提供

指定給水装置工事事業者に関する情報の不足に起因し、需要者が給水装置の修繕工事を依頼する際等に問題が生じた事例が報告されていることから、水道事業者としての公共性に留意した上で、需要者が工事を依頼する指定給水装置工事事業者を選定する際の参考となる情報を理解しやすい形式、入手しやすい方法で提供するよう努められたいこと。なお、当職においても、こうした情報提供に当たっての参考例について検討を進めており、取りまとめ次第、各水道事業者等に送付することとしている。

4. 指定給水装置工事事業者の取消しの処分基準の整備

指定給水装置工事事業者の指定取消しについては、水道事業者においてあらかじめ処分基準を定め、これに従い指定取消しを行うよう求めているところであるが、水道事業者によって処分基準が大きく異なることは適当ではないため、標準的な処分基準例の提示を求める指摘がある。水道事業者等からのこうした指摘を踏まえた標準的な処分基準例が社団法人日本水道協会によって作成されており、これらも参考としつつ、必要に応じ処分基準の見直し等を行い、指定給水装置工事事業者の指定の取消し当たってはその公平な実施に努められたいこと。

5. 各主体からの啓発・広報活動の充実

給水装置の維持管理の責任区分や重要性、指定給水装置工事事業者制度の趣旨や概要など、需要者が知っておくべき情報に関して、水道事業者はじめ、給水装置の工事事業者や製造者における啓発・広報活動の充実、積極的な情報発信が求められるところであり、水道事業者においては、水道法第24条の2及び同法施行規則第17条の2第5号に基づき、需要者に対して定期的に情報の提供を行われたいこと。

6. 適切な配管技能者の確保

水道法施行規則第36条第2号に規定する、配水管から分岐して給水管を設ける工事等の施行における「適切に作業を行うことができる技能を有する者」については、平成9年8月11日付け衛水第217号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知の第4の5の(2)により、「配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の配水管から給水管を分岐する工事に係る作業及び当該分岐部から水道メーターまでの配管工事に係る作業について、配水管その他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施することができる者」としているところであり、具体的には、水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）、職業能力開発促進法第44条に規定する配管技能士及び同法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者、財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者等が想定されるが、いずれの場合も、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要がある。水道事業者においては、配水管の分岐部から水道メーターまでの工事を施行する場合に「適切に作業を行うことができる技能を有する者」が適切に従事または監督を行うよう、指定を行った指定給水装置工事事業者に対する助言、指導に努められたいこと。

なお、水道事業者が、配水管の分岐部から水道メーターまでの配管作業に従事する者の要件として、上記の内容を供給規程等に盛り込むことについては差し支えないが、特定の資格を有しているか否かではなく、実際に必要な技能を有しているか否かにより判断すべ

きものであるので、その運用にあたっては、特定の有資格者に限定することのないよう留意されたいこと。

また、「適切に作業を行うことができる技能を有する者」を養成するための機会を引き続き確保し、その養成確保により、配管工事に従事する者全体の技能の確保・向上につなげることが求められることから、水道事業者においては、指定給水装置工事事業者に対し社内でも技能養成の機会の確保に努めるよう助言、指導されたいこと。

京都議定書目標達成計画

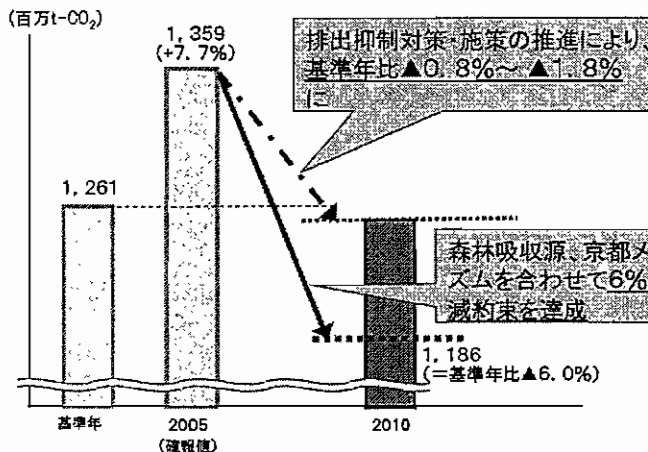
(平成17年4月28日 策定)

(平成18年7月11日 一部変更)

平成20年3月28日 全部改定

京都議定書目標達成計画(改定版)の概要

〇2010年度の温室効果ガス排出量の見通し



※本年2月の産業構造審議会・中央環境審議会合同会合の最終報告では、現行対策のみでは2,200～3,600万t-CO₂の不足が見込まれるものの、今後、各部門において、各主体が、現行対策に加え、追加された対策・施策に全力で取り組むことにより、約3,700万t-CO₂以上の排出削減効果が見込まれ、京都議定書の6%目標は達成し得るとされた。

目標達成のための対策と施策

1. 温室効果ガスの排出削減・吸収等に関する対策・施策
 - (1) 温室効果ガスの排出削減対策・施策

【主な追加対策の例】

 - 自主行動計画の推進
 - 住宅・建築物の省エネ性能の向上
 - トランシーバ等の対策
 - 工場・事業場の省エネ対策の徹底
 - 自動車の燃費の改善
 - 中小企業の排出削減対策の推進
 - 農林水産業、上下水道、交通流等の対策
 - 都市緑化、廃棄物・代替フロン等3ガス等の対策
 - 新エネルギー対策の推進
 - (2) 温室効果ガス吸収源対策・施策
 - 間伐等の森林整備、美しい森林づくり推進国民運動の展開
2. 横断的施策
 - 排出量の算定・報告・公表制度
 - 国民運動の展開

以下、速やかに検討すべき課題

 - 国内排出量取引制度
 - 環境税
 - 深夜化するライフスタイル・ワークスタイルの見直し
 - サマータイムの導入

温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

	2010年度の排出量の目安(注)	
	百万t-CO ₂	基準年 経排出量比
エネルギー起源CO ₂	1,076～1,089	+1.3%～+2.3%
産業部門	424～428	-4.6%～-4.3%
業務その他部門	208～210	+3.4%～+3.6%
家庭部門	138～141	+0.9%～+1.1%
運輸部門	240～243	+1.8%～+2.0%
エネルギー転換部門	66	-0.1%
非エネルギー起源CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O	132	-1.5%
代替フロン等3ガス	31	-1.6%
温室効果ガス排出量	1,239～1,252	-1.8%～-0.6%

(注)排出量の目安としては、対策が想定される最大の効果を上げた場合と、想定される最小の場合を設けている。当然ながら対策効果が最大となる場合を目指すものであるが、最小の場合でも京都議定書の目標を達成できるよう目安を設けている。

温室効果ガスの削減に吸収源対策、京都メカニズムを含め、京都議定書の6%削減約束の確実な達成を図る。

目標達成計画の進捗管理

- 毎年、6月頃及び年末に各対策の進捗状況を厳格に点検
- さらに、2009年度には第1約束期間全体の排出量見通しを示し、総合的に評価

必要に応じ、機動的に計画を改定し、対策・施策を追加・強化

○水道事業に関する記述（抜粋）

第3章 目標達成のための対策と施策

第2節 地球温暖化対策及び施策

1. 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策

（1）温室効果ガスの排出削減対策・施策

① エネルギー起源二酸化炭素

B. 業務その他部門の取組

(d) エネルギー管理の徹底等

○上下水道・廃棄物処理における取組

上水道においては、省エネ・高効率機器の導入、ポンプのインバータ制御化等の省エネルギー対策や、小水力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギー対策を実施する。

下水道においては、設備の運転改善、反応槽の散気装置や汚泥脱水機における効率の良い機器の導入等の省エネルギー対策や、下水汚泥由来の固形燃料、消化ガスの発電等への活用、下水及び下水処理水の有する熱（下水熱）の有効利用等の新エネルギー対策を実施する。

廃棄物処理においては、廃棄物処理施設における廃棄物発電等エネルギー利用を更に進めるとともに、プラスチック製容器包装のリサイクルの推進、ごみ収集運搬車へのBDF（Bio Diesel Fuel）の導入などの車両対策の推進を行う。

事務連絡
平成20年12月5日

各厚生労働大臣認可

水道事業
水道用水供給事業

 担当官 殿

厚生労働省健康局水道課

水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進について（依頼）

水道行政の推進について、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

我が国では、平成17年2月に発効した京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、同年4月には地球温暖化対策の推進に関する法律に基づいて京都議定書目標達成計画が閣議決定され、その後、京都議定書の第一約束期間を迎えた平成20年3月には、同計画の全部改定が閣議決定されました。この改定京都議定書目標達成計画では、「水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の推進」が新規に位置付けられており、平成24年度の実績が判明するまでの間、毎年度、対象となる全ての事業者の取組の進捗状況等についての定期的報告や対策の着実な実施の担保が求められることとなっています。

厚生労働省では、京都議定書目標達成計画の改定に先立ち、平成19年10月15日付け事務連絡により、厚生労働大臣認可及び都道府県知事認可の上水道事業及び水道用水供給事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策について、平成17年度から24年度までの実績及び計画策定状況に係る実態調査を行いました。当該実態調査の結果、平成20年2月1日に貴職宛情報提供したとおり、第一約束期間における二酸化炭素排出削減見込量が全国で年間約35～37万トンになるという集計結果が得られました。今般政府より、二酸化炭素排出削減量の実績値等の定期的報告を求められているところです。

こうした状況に鑑み、水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策の実施及び計画策定状況を把握するため、実態調査を実施致します。本調査については、本年7月の水道ビジョンの改訂で、環境・エネルギー対策の目標達成に向けて国が今後重点的に取り組むべきとされた事項（水道事業者等における環境・エネルギー対策の各種取組事例及び実績等に関する情報の収集・分析を行う）の実践の一環としての位置付けで行うものでもあります。

各事業者におかれましては、下記によりご回答の程を何卒よろしくお願い致します。

記

1. 送付物

- 1) 本事務連絡
- 2) 調査票 (別添「00000.xls」)
- 3) 調査票の記入要領 (別添「記入要領.pdf」)
- 4) 台帳番号 (整理番号) リスト (別添「台帳番号リスト.xls」)
- 5) 工程・施設区分・施設区分詳細リスト (別添「省エネ対策.pdf」)
- 6) 環境活動の例 (別添「環境活動の例.xls」)
- 7) 回答例 (別添「回答例.pdf」)
- 8) H17・18年度水道統計調査の水力・太陽光・風力発電の実績リスト (別添「再生可能実績.xls」)

2. 調査内容

平成17年度から24年度までの省エネルギー・再生可能エネルギー等対策の実施及び計画策定状況

※政府より、京都議定書目標達成計画の対象となる我が国全ての事業者の取組の進捗状況等について定期的報告が求められていますので、全体把握にご協力をお願いいたします。政府への提出内容については、個別の事業者の回答内容ではなく、上水道事業者及び水道用水供給事業者全体の取組状況を想定しています。

3. 提出物

1) 調査票

昨年度の回答内容及び記入要領を参考にして必要事項をご記入の上、下記提出先まで電子メールにてご提出下さい。

提出いただく調査票のエクセルファイル名は、送付時の「00000」から、別添の台帳番号リストを参考に、台帳番号からハイフン(―)を除いた半角数字で5桁のみへと変更して下さい。各年度の対策数が5件を超え、ファイルの数が2つとなる場合には、2つ目のファイル名は、台帳番号の後に、半角数字で(2)を付記して下さい。

4. 回答提出期限

平成20年12月18日(木)17:00までに下記まで電子メールにてご回答下さい。
ご不明な点等はあらかじめ下記までご連絡ください。

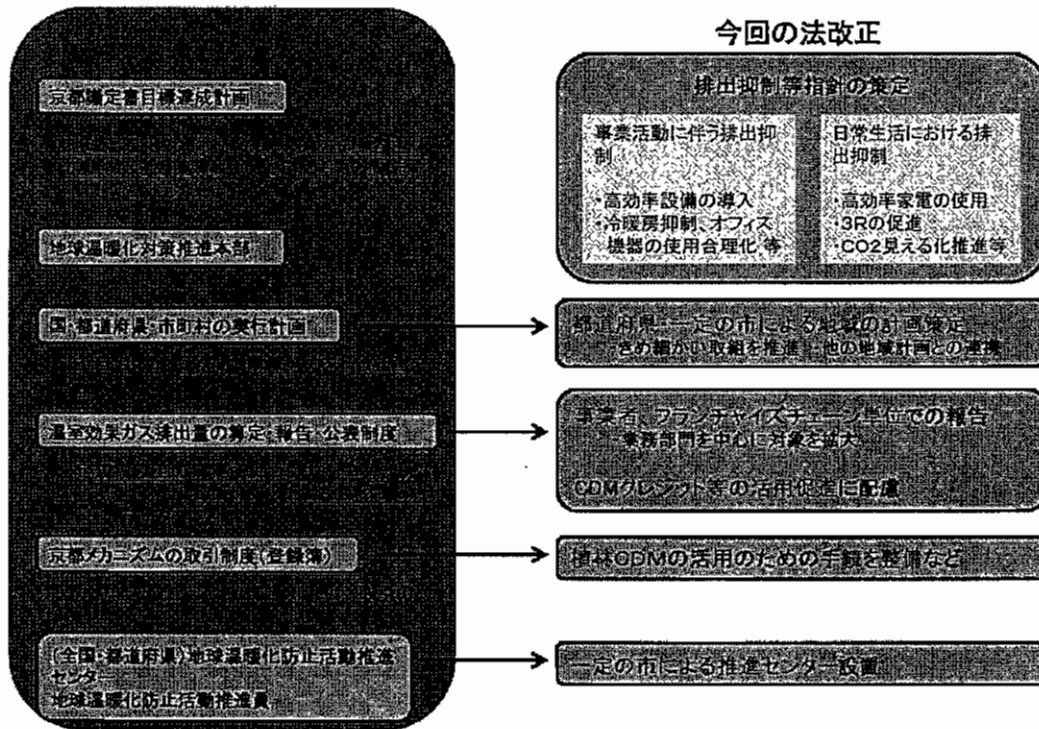
5. 照会先・提出先

厚生労働省健康局水道課 池本
E-mail : ikemoto-tadahiro@mhlw.go.jp
電話 : 03-5253-1111 (内線4028)

電子メールにてご照会内容を整理いただきますと、より円滑な対応が可能です。よくある質問等について、全体宛に情報提供する上でも電子メールのご活用をお願いいたします。

改正温暖化対策法及び改正省エネ法の概要

○ 改正温暖化対策法の概要



○ 改正省エネ法の概要

指定基準の改正

- 工場・事業場単位から企業単位へ
今回の改正では、これまでの工場・事業場ごとのエネルギー管理から、企業全体での管理に変わります。したがって、企業全体(本社、工場、支店、営業所など)の年間のエネルギー使用量(原油換算値)が合計して1,500kℓ^{※1}以上であれば、そのエネルギー使用量を企業単位で国へ届け出て、特定事業者の指定を受けなければなりません。
- 特定連鎖化事業者も新たに規制の対象となります。
コンビニエンスストア等のフランチャイズチェーンも同様に事業全体でのエネルギー管理を行わなければなりません。フランチャイズチェーン本部が行っている事業について、約款等の取り決めて一定の要件を満たしており、かつ、フランチャイズ契約事業者(加盟店)を含む企業全体の年間の合計エネルギー使用量(原油換算値)が1,500kℓ^{※1}以上であれば、フランチャイズチェーン本部がその合計エネルギー使用量を国へ届け出て、特定連鎖化事業者の指定を受けなければなりません。
また、エネルギー管理指定工場の指定については、これまで同様に一定規模以上のエネルギーを使用する工場・事業場等は、エネルギー管理指定工場の指定を受けることとなります。

報告書等の提出単位の変更

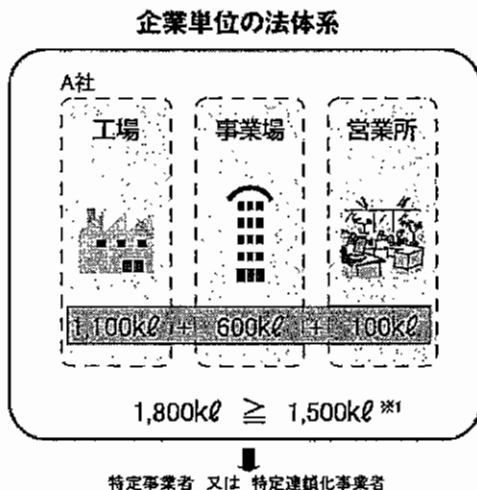
エネルギー管理指定工場の義務のうち、定期報告書、中長期計画書の提出が従来の工場・事業場単位での提出から企業単位での提出に変わります。

エネルギー管理統括者等の創設

特定事業者及び特定連鎖化事業者は、エネルギー管理統括者(企業の事業経営に発言権を持つ役員クラスの者など)とエネルギー管理企画推進者(エネルギー管理統括者を実務面で補佐する者)^{※2}をそれぞれ1名選任し、企業全体としてのエネルギー管理体制を推進することが義務付けられます。

※1 政令公布時に正式確定します。
※2 エネルギー管理講習修了者又はエネルギー管理士から選任しなければなりません。

改正後



各都道府県水道行政主管部(局)担当者 殿

厚生労働省健康局水道課

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく排出抑制等指針の公布について
(情報提供)

水道行政の推進について、平素よりご尽力及びご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本年の第169回国会で地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下「法」という。)が改正され、事業者に次の2つの努力義務が課せられることとなりました。

- ①事業者が事業活動において使用する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出量を少なくする方法で使用するよう努めること(法第20条の5)。
- ②事業者が、国民が日常生活において利用する製品・サービス(日常生活用製品等)の製造等を行うにあたっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供(温室効果ガス排出量等の「見える化」)を行うよう努めること(法第20条の6)。

主務大臣(環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣)は、事業者がこれらの努力義務を果たす上で講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための必要な指針(排出抑制等指針)を公表することとされており(法第21条)、今般、平成20年12月12日付けで主務大臣の共同告示として「事業活動に伴う温室効果ガスの排出抑制等及び日常生活における温室効果ガスの排出抑制への寄与に係る事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定める件」(別添参照)が公布されましたので情報提供いたします。

排出抑制等指針の概要は以下の通りです。

- 第一 業務部門における事業活動(水道事業については、事務所において行われる温室効果ガスの排出を伴う事業活動をいう。)に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項
 - 一 温室効果ガスの排出の抑制等の適切かつ有効な実施に係る取組
 - ・体制の整備、職員への周知徹底
 - ・設備の選択及び使用方法に係る温室効果ガスの排出の量、設置・運転等の状況の把握
 - ・文献・データベースの活用等による情報の収集・整理
 - ・将来的な見通し・計画性を持った設備の選択・使用、実施状況及び効果の把握、設備の選択・使用方法に関する再検討、継続的・効果的な取組の実施
 - 二 温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置
 - [1]熱源設備・熱搬送設備、[2]空調設備・換気設備、[3]給排水設備・給湯設備・冷凍冷蔵設備、[4]発電専用設備・受変電設備・コージェネレーション設備、[5]照明設備、[6]昇降機設備、[7]事務用機器等、[8]建物、[9]BEMS(ビルエネルギー管理システム)
- 毎に、温室効果ガスの排出の抑制等に資する設備の選択・使用方法を提示。

第二 日常生活における温室効果ガスの排出の抑制への寄与に係る措置に関する事項

- 一 日常生活製品等（国民が日常生活において利用する製品又は役務をいう。以下同じ。）の製造等（製造、輸入若しくは販売又は提供をいう。以下同じ。）を行う事業者が講ずべき一般的な措置

[1]その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の製造等、
[2]日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供等、[3]情報の提供に当たっての他の団体等との連携について、事業者が講ずべき一般的な措置を提示。

- 二 日常生活用製品等の製造等を行う事業者が講ずべき具体的な措置

[1]照明機器、[2]冷暖房機器等、[3]給湯機器、[4]食品の調理機器、[5]その他の家電製品等、[6]廃棄物等の発生抑制及び循環資源の循環的な利用、[7]水の使用機器、[8]住宅、[9]移動ごとに、事業者が講ずべき具体的な措置を提示。

各都道府県におかれましては、貴管下の知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、本指針の主旨を踏まえつつ、温室効果ガスの排出の抑制等の取組につきご協力をいただくよう、ご周知の程をよろしくお願い致します。

○参照

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年十月九日法律第百十七号）（抄）

（事業活動に伴う排出抑制等）

第二十条の五 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の抑制等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

（日常生活における排出抑制への寄与）

第二十条の六 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下この条において「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を行うに当たっては、必要に応じ、日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の抑制のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

（排出抑制等指針）

第二十一条 主務大臣は、前二条の規定により事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

○本件照会先

厚生労働省健康局水道課 池本

E-mail : ikemoto-tadahiro@mhlw.go.jp

電話 : 03-5253-1111 (内線 4028)